

# 準委任契約の誤解を解きほぐす

——システム開発契約を題材に——

上 山 浩\*  
若 松 牧\*\*

**抄 録** システム開発や近年話題のAI技術を用いたソフトウェア開発の契約においては、請負か準委任のいずれかの契約類型が用いられている。読者の方の中には、完成義務の有無のみに着目し、準委任の方がベンダ（受託者）に有利で、請負の方がユーザ（委託者）に有利だと理解している方もおられると思うが、それは誤解である。

本稿では、準委任について陥りやすい誤解を解きほぐした上で、もし紛争になってしまった場合、契約書の表題通りに当事者が企図していたような契約解釈がなされるのか、プロジェクトを円滑に進め、紛争を防止するために本当に重要なことは何なのかを、システム開発の実務を題材に説明する。

## 目 次

1. はじめに
2. 準委任契約とは
  2. 1 準委任契約における受任者の義務
  2. 2 準委任の2つの類型の明文化
  2. 3 請負と成果完成型準委任の類似性
3. モデル契約書と準委任
  3. 1 モデル契約書の契約類型
  3. 2 要件定義では成果を約し得ないのか
4. AIガイドラインと準委任
  4. 1 AI技術を利用したソフトウェア開発の特徴
  4. 2 AIガイドラインの契約類型
  4. 3 AI技術を利用したソフトウェア開発では成果を約し得ないのか
5. 紛争解決に契約書が果たす役割
  5. 1 システム開発契約の法的性質
  5. 2 実態を重視する裁判例の傾向
6. 主体的な当事者意識をもつことの重要性
7. ソフトウェア開発において法務部門に期待される役割
  7. 1 紛争予防機能を備えた契約の重要性
  7. 2 提案書や見積書の活用
  7. 3 実態に即した役割分担の重要性
  7. 4 メリハリをつけたレビュー
  7. 5 多段階契約におけるレビューの留意点

## 8. おわりに

### 1. はじめに

請負は、建物の建築や橋の建設などが典型で、どのような契約か具体的なイメージを抱きやすい契約類型である。

これに対して、（準）委任の例として挙げられるのは、弁護士の訴訟代理、医師の治療行為や塾講師の授業など、性質の異なる多岐にわたる業務であることから、（準）委任がどのような業務ないし取引を対象としているのかは理解しにくく、正確に理解している方が少ないように思われる。このように具体的なイメージを抱きにくいこともあって、システム開発契約における準委任については、労働力を提供する契約であるとして、いわば人材派遣と同じイメージを持っている方が多いのが実情である。これは後ほど詳述するように誤解であるが、このよう

\* 弁護士・弁理士 Hiroshi KAMIYAMA

\*\* 弁護士 Maki WAKAMATSU

な理解を前提に、完成義務の有無のみに着目し、契約書に「準委任」と書かれてさえいればベンダは成果物については何ら責任を負わず、設計書など成果物の内容に問題があってもユーザは債務不履行責任を問えない、という誤解も多くみられる。

そこでまず、そもそも準委任とはどのような契約なのかを説明した上で、こうした準委任を巡る誤解について説明する。

次に、システム開発やAI開発の実務において準委任契約が多用されるきっかけとなった経済産業省策定の「～情報システム・モデル取引・契約書～（受託開発（一部企画を含む）、保守運用）〈第一版〉」（以下「モデル契約書」という。）と、経済産業省策定の「AI・データの利用に関する契約ガイドライン—AI編—」（以下「AIガイドライン」という。）において、どのような場面で、どのような理由から、準委任が適切であると提唱されたのか、説明する。

最後に紛争において契約書が果たす役割について、幾つかの裁判例をもとに説明し、紛争防止のためにどのような観点が重要かを説明する。

## 2. 準委任契約とは

### 2.1 準委任契約における受任者の義務

民法には、法律行為を委託する契約である「委任」契約と、法律行為でない事務の処理を委託する契約である「準委任」が定められているが、準委任には委任に関する規定が準用されるため（民法第656条、以下条文番号は、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）（令和2年4月1日施行）を指すものとする。）、両者の区別に実際上の意味はなく、両者を統合して、事務の処理を委託する契約を広く委任としてとらえてよいと考えられている<sup>1)</sup>。

委任契約における受任者の義務としては、644条で「受任者は、委任の本旨に従い、善良

な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」と定められている。もっとも「委任事務を処理」という文言だと、世の中の様々な作業の全てが該当しそうであり、受任者の義務とは何なのか判然としない。そこで、委任契約の本質から受任者の義務がどのようなものなのか説明する。

「委任はその沿革からみても、他人の特殊な知識、経験、才能を目的とした知能的な高級労務を利用する関係」である<sup>2)</sup>とされている。

前述の弁護士、医師、塾講師の仕事はいずれもこれに当てはまる。これらから分かるように、準委任とは、人材派遣のように単に労働力を提供しさえすればいいという契約類型ではなく、専門的な知見を活用した「知能的な高級労務」を提供することが求められる契約類型であると考えられている。

そして、例えば、法解釈に関する質問をしても誤りだらけの回答をするような弁護士に訴訟代理を委任しようとする者はいないように、委任者は、委任しようとする相手方すなわち受任者が、知能的な高級労務を提供することのできるだけの専門的知見を有していると信頼できるからこそ、委任をするといえる。

このように、委任契約は「知能的な高級労務」の提供を目的とすることから、特別な人的信頼関係に基づく関係であるとされている。そこで、人的信頼関係が失われた状況では契約関係の維持が困難であるため、当事者はいつでも委任関係を解除できるとされている（651条1項）。請負や売買など他の契約類型は所定の要件を満たさない限り解除できないとされているのと対照的である。

また、受任者は「委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」を負っている（644条）。「委任の本旨に従う」とは、「委任契約の目的とその事務の性質に応じて、最も合理的に処理すること」<sup>3)</sup>をいい、こ

れは「受任者と同様な職業・地位にある者に対して一般に期待される水準の善管注意義務」<sup>4)</sup>と言い換えることもできる。受任者の資質・能力が通常より低かったからといって、注意義務の基準が下がるわけではないともされている<sup>5)</sup>。

以上のとおり、準委任契約の受任者の責任は、軽いどころか、むしろ非常に重い。

準委任契約における受任者の義務をシステム開発の要件定義工程にあてはめると、次のようになる。

まず、上記で解説した準委任契約の性質に照らせば、システム開発に関する専門的知見に基づく高級労務の提供がシステム開発全般における準委任契約の目的ということになる。

より詳細にみれば、要件定義工程とは、システム開発の序盤に位置付けられる工程であり、ユーザ企業が、システムの構築により何を実現したいのかを明らかにし、システムに実装する機能を明確にしていく工程をいう。企業がシステムの構築を検討する場合、当該システムのエンドユーザとなる業務部門、開発に携わるシステム部門、経営陣や、ときにはシステム連携が必要となる取引先など様々な関係者が様々な機能を要求し、ユーザ企業内部間の要求が衝突することも少なくない。また、開発に充てられる費用や期間の制約もある。

こうした要件定義工程においてベンダに求められる作業とは、パッケージの機能やカスタマイズに要するコスト等の分析に基づき、多数の関係者の多様な要望についてメリット・デメリットの情報をユーザに提供することにより、要件定義の前提条件、すなわち提案書や見積書で合意されたコストや期間で実現可能な範囲に絞り込む作業である。

したがって、要件定義工程におけるベンダの「委任の本旨に従」った債務の履行とは、ある要件を実装するか断念するか等の選択肢がある場合、そのメリット・デメリットを適時・適切

にユーザに提供し、提案書や見積書で合意されたコストや期間で実現可能なように、要件を取りまとめることを意味することになる。

そして、その作業のクオリティは、善管注意義務により、システム開発の専門家であるベンダ一般に期待される水準のものが求められる。したがって、要件定義書が完成したとしても、例えばベンダが特定のパッケージを提案したにもかかわらず、ベンダ側の要員にパッケージの機能に精通した要員が欠けていたために、パッケージの有効活用ができず、カスタマイズ工数が増大し、提案書や見積書で合意された開発費用や開発期間を大きく超過する内容の要件定義書になってしまった場合、委任の本旨に従った事務の処理を行えていないことになり、ベンダは債務不履行責任を負うことになると考えられる。

準委任は完成義務を負わないから請負よりも受託者の責任が軽い、といわれることがよくあるが、このように、明文上の完成義務の有無のみに着目し、準委任の方が責任が軽いと考えるのは、誤解である。

## 2. 2 準委任の2つの類型の明文化

令和2年4月1日に施行された改正民法においては、準委任契約に、2つの類型があることが明文化された。

2つの類型とは、①作業量など履行の割合に応じて報酬を支払う履行割合型と、②事務処理の結果によりもたらされる成果に対して報酬を支払う成果完成型である。なお、本稿では、請負との対比を容易にするため、単に準委任と述べる場合には、履行割合型準委任を念頭においている。

旧法下でも、準委任にはこの2つの類型があるとされていたが、条文の文言上はそれが明確でなかったことから<sup>6)</sup>、改正法においては①の類型につき648条を、②の類型につき648条の2を設けることとなったもので、民法改正により

新たな契約類型が登場したというわけではない。

旧法下では、準委任なのだから成果物についての義務は負わず、成果物の完成の有無や品質にかかわらず、工数に応じた報酬の請求ができるのだと誤解しているベンダが少なくなかったが、準委任であっても、成果物が完成しなかった場合や成果物の品質が劣悪な場合にベンダが債務不履行責任を負うことは、裁判例上肯定されてきた。改正法は、準委任であれば常に成果物について責任を負わなくていいという誤解を正し、準委任であるとしても、成果物が完成しなければ報酬を請求できない類型があることを明文化したものである。

## 2. 3 請負と成果完成型準委任の類似性

委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約する成果完成型準委任においては、報酬は、成果の引渡しと同時に支払うものとされている(648条の2第1項)。したがって、成果物を引き渡すことができなかつたときは、委託者(ユーザ)は、報酬の支払いを拒める。この点で、成果完成型準委任は、仕事の完成を約し(632条)、仕事の目的物の引渡しと引き換えに報酬を支払うこととされている請負(633条)と類似している。

また、請負において仕事が完成しなかつた場合、中途の結果によって注文者(ユーザ)が利益を受けるときは、当該割合に応じて請負人(ベンダ)は報酬を請求できるものとしていた判例が明文化され、仕事が完成しなくとも履行割合によって報酬を受け得ることが明文化された(634条)。そして、成果完成型準委任においても、請負のこの条文が準用されることとなった(648条の2第2項)。したがって、この点でも両者は類似している。なお、履行割合型準委任においても履行割合に応じた報酬請求権が認められている(648条3項)。

さらに、請負において引き渡した目的物の品

質等が契約の内容に適合しないものであった場合、注文者(ユーザ)は、契約不適合責任に基づき、不具合を修補するよう求めたり、損害賠償を求めることができる(559条・561~570条、636条、637条)。民法改正前は、準委任には瑕疵担保責任の適用はなかつたが、民法改正により準委任を含む有償契約に契約不適合責任の適用があると解する余地もあるほか、いずれの類型においても受託者は、民法の一般原則に従った債務不履行責任を負っているため、例えば成果完成型準委任の成果(要件定義書など)に不備があつた場合、受託者(ベンダ)は不備を修正しない限り損害賠償責任を負うこととなり、この点でも請負と成果完成型準委任には実質的な違いはないといえる。

ただし、請負人(ベンダ)の契約不適合責任については、消滅時効の主観的起算点につき特則があり、注文者(ユーザ)が不具合(契約不適合)を知つたときから1年以内にその旨を請負人(ベンダ)に通知しないと、契約不適合責任を追及できない(637条1項)。これに対して、準委任では、民法の一般原則に従い、受任者(ベンダ)に対する通知の有無にかかわらず、委任者(ユーザ)が不具合を知り、かつその原因が受任者(ベンダ)にあることを知つたときから5年間責任を追及することができ(166条1項)、責任追及可能期間において相違がある。

表1に請負と準委任の相違点を簡潔に示す。詳細については各条文を確認されたい。

## 3. モデル契約書と準委任

### 3. 1 モデル契約書の契約類型

モデル契約書は、契約実務において広く参照されるほか、裁判例においても参照されることがあり、公表から長い年月を経た現在でもシステム開発におけるデファクトとなっている(筆者の上山はモデル契約書を策定した経済産業省

表1 請負と準委任の相違点

	請負	成果完成型準委任	履行割合型準委任
受託者等の義務	仕事の完成 (632条)	善管注意義務に従った委任事務の処理 (644条)	同左 (644条)
報酬の支払時期	仕事の目的物の引渡しと同時に (633条1項)	成果の引渡しと同時に (648条の2第1項)	委任事務を履行した後 (648条2項)
委託者等に帰責事由があり仕事等が完成しなかった場合の報酬請求の可否	報酬全額の請求が可能 (536条2項)	同左 (536条2項)	同左 (536条2項)
受託者等に帰責事由があり／双方に帰責事由がなく仕事等が完成しなかった場合の報酬請求の可否	完成した可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは当該利益の割合に応じた部分報酬 (634条)	同左 (648条の2第2項)	既履行の割合に応じた報酬 (648条3項)
仕事等が不十分だった場合の責任追及	契約不適合責任 (559条・561～570条, 636条, 637条), 一般原則に従った債務不履行責任の追及	民法の一般原則に従った債務不履行責任の追及	民法の一般原則に従った債務不履行責任の追及
上記の責任を追及できる期間	注文者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を請負人に通知することを要する (637条1項)	委任者が権利を行使することができることを知った時から5年間または権利を行使することができる時から10年間 (166条1項)	同左 (166条1項)
解除の要件	民法の一般原則に従った債務不履行解除	いつでも解除可能。ただし一定の場合には損害賠償の必要 (651条)	同左 (651条)

の委員会のメンバーであった)。なお、令和元年12月24日、経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構により、民法改正への対応やアジャイル方式の追記等を目的とする改訂版が公表された。以下におけるモデル契約書のページ番号は「民法改正を踏まえた、第一版の見直し整理反映版」のページを指す。

モデル契約書は、要件定義工程の契約類型としては準委任が適しているとし、その理由として、この段階ではユーザの業務要件が具体的に確定しておらず、成果物の内容を具体的に特定できないことから、仕事の完成を目的とし、予め成果物の内容が具体的に特定できることを前提とする契約類型である請負には馴染みにくい、ということを挙げている。

これに対して開発工程では、準委任と請負のいずれの契約類型も有り得るとした上で、業務

に着手する前の段階でベンダにとって成果物の内容が具体的に特定できる場合が請負に馴染むと説明されている (モデル契約書45頁)。

### 3. 2 要件定義では成果を約し得ないのか

しかし、準委任が適している理由として挙げられている成果物の内容が特定できないという理由の妥当性には疑問がある。

例えば、要件定義工程の成果物は要件定義書であるが、要件定義は、提案書や見積書を前提として開始されるもので、提案書や見積書はユーザが提示したRFP (提案依頼書) に記載された条件を検討したうえで作成されるものである。したがって、要件定義は、実際にはゼロの状態からスタートする作業ではなく、提案書等の作成段階での検討を踏まえて、それをさらに具体化していく作業である。また、要件定義の期間

は通常は数ヶ月間程度と比較的短期間であるところ、わずか数ヶ月間で取りまとめる内容につき、開始時点で想定さえできていないということも考えにくい。

こうした事情から、要件定義の着手時点で要件定義書の内容が何ら特定できていない、というようなケースは実際には多くないと思われる。

また、要件定義に関しては、ユーザが「主体」と言われることが多いが、実際にはほぼ全てのプロジェクトでベンダが要件定義書を作成している。このことは、「要件定義書の作成にはITの専門知識が必要とされるため、実際には、ベンダが要件定義書を作成しているケースが多い」<sup>7)</sup>とされているとおりである。

要件定義は、多数の要望事項を所定の工数やコストで実現可能な範囲に絞り込む、言い換えれば「この機能は断念する」というユーザの意思決定の集積であるといえ、その意味ではユーザが「主体」といえる。

しかし、そのことと、成果物について責任を負うのはユーザである、ということは必然的に結びつくものではない。例えば、ある課題に関して複数の選択肢がある場合、それぞれのメリット・デメリットを提示し、ユーザが速やかに意思決定できるように進めていくことは、準委任契約におけるベンダの債務である。メリット・デメリットの例としては、ある機能を開発する場合、どの程度コストが増大するか、その機能を断念した場合、手作業で行うことによるミスが増えるおそれがあるがその率はどの程度か、作業ミスを抑止するための補完手段はあるか、といったことが挙げられ、こうした点につきユーザが意思決定をするために必要な情報を提供することがベンダに求められる支援作業なのである。そのため、このような支援作業が適切に行われなかった結果、当初想定していた工数を大幅に超過する要件定義書になってしまった場合、それに対して責任を負うのはベンダという

ことになるであろう。

## 4. AIガイドラインと準委任

平成30年6月に経済産業省が公表した「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」は、大きくデータ編とAI編から構成されており、令和元年12月に1.1版が公表されたが、AI編に変更はなかった。

### 4. 1 AI技術を利用したソフトウェア開発の特徴

用語の詳細な解説はガイドラインに譲るが、AIガイドラインは、AI技術を利用したソフトウェア、典型的には学習済みモデルの実用化の過程として、①学習段階と、学習済みモデルに入力データを入力し、その出力として一定の結果(AI生成物)を得ることを目的とする②利用段階の2つの段階を想定している。また、①学習段階は、a) 学習用データセットを生成する段階とb) 学習済みモデルの生成段階に大別されるとされている(AIガイドライン11～13頁)。

そして、こうしたAI技術を利用したソフトウェア開発では、従来のソフトウェア開発と比較して、①学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと(より具体的には、a) 事前の性能保証が性質上困難であること、b) 事後的な検証等が困難であること、c) 探索的なアプローチが望ましいこと)、②学習済みモデルの内容・性能等が学習用データセットによって左右されること、③ノウハウの重要性が特に高いこと、④生成物に更なる再利用の需要が存在することという特徴があることが指摘されている(AIガイドライン18頁以下)。

### 4. 2 AIガイドラインの契約類型

その上で、AIガイドラインでは、アセスメント段階は学習済みモデルの生成可能性を検証する

ための段階であること、PoC(Proof of Concept)段階は学習済みモデルの生成をさらに進めることの可否および妥当性を検証するための段階であること、開発段階は学習用データセットを用いて学習済みモデルを生成することを目的とする段階であるものの、学習済みモデルの特性から、契約締結時までには仕様や検収基準を確定することは難しいことが多く、また、未知の入力(データ)に対しては、学習済みモデルがユーザ・ベンダのいずれもが想定しない挙動をしないことの保証をすることも困難であることから、いずれの段階においても準委任型の契約が親和的であるとしている(AIガイドライン48頁)。

#### 4. 3 AI技術を利用したソフトウェア開発では成果を約し得ないのか

一方、AIガイドライン48頁脚注43には、既知の入力(データ)に対する学習済みモデルの性能については、評価条件を適切に設定・限定できるのであれば、性能保証をすることに合理性が認められる場合があるとも記載されている。

たしかに、学習済みモデルがどの程度の性能(精度)を実現できるかは、学習用データセットの量や質に依存する面もあり、事前に一定の性能を保証することが困難な場合も少なくない。しかし、案件によって、ベンダが一定の実績(例えば、ユーザの同業他社での導入・構築実績など)があることを訴求して提案し、ユーザがそれを信頼して開発作業を委託したようなケースであれば、性能保証をすることに合理性が認められる場合もあるであろう。

このように、AI技術を用いた開発であるから、準委任が適当であり、成果については何ら合意できないと即断するのではなく、個々の事案に応じ、一定の結果やKPIの達成を約することが合理的か否か、成果物についての合意ができないとしても、各段階で各当事者が責任をもって履行すべき作業は何なのかを検討すること

が重要である。

## 5. 紛争解決に契約書が果たす役割

### 5. 1 システム開発契約の法的性質

ここまで、準委任がどのような契約なのか、準委任に関してどのような誤解があるかを説明したが、実際のところ、準委任と請負のいずれを選択するかということが紛争解決において果たす役割は大きくない。それよりも後述のとおり、各当事者の責任範囲または役割分担を明確化し合意することが何より重要である。

そもそもシステム開発契約は、請負か準委任かの二者択一というわけではなく、実際には、請負と準委任の両方の性質を併有する混合契約や、民法上に定めのない非典型契約に当たる場合が多い。そのため、契約類型に拘泥することは、契約において各当事者の責任範囲を明確化しておくべきという紛争予防の本質を見落としかねない。

この点については、元裁判官も、「裁判所に持ち込まれる事件は、大体トラブルが起きたことによって提訴されて来るのですが、こういう事件はいずれも典型契約で区切ることができるようなものではないというふうに、裁判官は通常思っています。いずれにしても、非典型契約ですので、もちろん契約書の中で当事者が『準委任』という言葉を使うか、『請負』という言葉を使うかは大きなメルクマールにはなりませんけれども、最終的には契約がどの類型にあたるのかは法的評価の話になります。それぞれの典型契約の要素を取り入れた非典型契約、混合契約ということであれば、この事項については民法の売買の条文を使う、この事項については請負の条文を使う、この事項については準委任の条文を使うといった形に最終的にはなっていくと思います。」<sup>8)</sup>と述べている。

## 5. 2 実態を重視する裁判例の傾向

また、当事者が定めた契約条項が実態に即していない場合には、実態が重視され、文言どおりに契約の解釈がなされなかったり、締結された契約が黙示の合意により変更されたと判断される可能性がある。実際に、下記のように、契約書の定めとは異なる契約類型であると判断した裁判例が複数ある。

例えば、東京地判平成21年11月24日（Westlaw Japanデータベース（2009WLJPCA11248009））は、ユーザである原告が、ベンダである被告に対し、ホテル用インターネット売上管理システムの開発を委託したにもかかわらず、被告が当該システムの開発をしなかったことから契約を解除したとして既払金の返還を求めた事案である。契約書の標題は「技術顧問契約書」となっていた。また、対価についても「技術顧問の対価」として契約金や月額「顧問料」を支払うこととされていたことから、裁判所は、当該契約が技術顧問契約であることは否定できなかつつも、当該契約書には、ユーザが本件ホテル用インターネット対応売上管理システムの開発業務をベンダに委託することができ、ベンダはこれを引き受けるものとする旨の規定があったことから、ソフト開発の請負契約が含まれていたと判断し、ベンダの損害賠償責任を認めた。契約書の形式的文言にとらわれず、請負の要素を含む混合契約ないし非典型契約と判断したものと解される。

また、東京地判平成24年4月25日（Westlaw Japanデータベース（2012WLJPCA04258017））は、ベンダである原告が、ユーザである被告に対し、営業管理システムやソフトウェア・メンテナンス作業に係る個別契約に基づき、業務の報酬を請求した事案である。ベンダは当該個別契約は準委任だと主張したのに対し、ユーザは請負であって、仕事が完成していないから報酬

を支払う義務はないと主張した。裁判所は、「本来は準委任契約に近い性質を有していた」としたが、「必ずしも軽微とはいえない改変又は機能追加」が行われていたことや「検収」が定められていたこと等から、実質は請負に近いものとなっていたとして、「当事者間の黙示の合意により契約内容が変更されたものとみるほかない」とし、「結果として、本件個別契約は、請負契約とも準委任契約とも割り切ることができない契約関係になった」と判断し、ユーザの損害賠償責任を一部認めた。これも、事案の実態を考慮して、請負でも準委任でもない非典型契約と判断したものである。

さらに、東京地判平成27年6月25日（Westlaw Japanデータベース（2015WLJPCA06258015））は、ベンダである原告が、ユーザである被告から請け負った美容サロン向けPOSシステムに関する改修を完成したのに、ユーザが報酬を支払わないとして、支払を求めた事案である。裁判所は、契約書の表題は「請負業務に関する基本契約書」や「請負業務に関する個別契約書」とされていたものの、改修作業の内容は、個別契約の契約ごとに担当者を派遣しユーザと協議を行いつつPOSシステムの改修作業にベンダの担当者を従事させるものであったとして、債務の履行を認め、ベンダの請求を認容した。

このように、実際の裁判例でも、必ずしも契約書の表題どおりに、また、当事者が主張したとおりに契約類型が認定されない場合もあるし、複数の契約類型の要素を含む混合契約であると判断されることもあり、実際の開発作業の実態を重視して判断がなされている。

## 6. 主体的な当事者意識をもつことの重要性

システム開発には「二重の専門性」があるとよく言われる。ユーザの業務には専門性があり、これはベンダには見えにくいということと、シ



システム開発には専門性があり、これはユーザには見えにくいことを意味する。そのため、システム開発を成功に導くためには、ユーザとベンダが双方の専門性を活かし、協力しあいながら共同して開発作業を進めていく必要がある。

モデル契約書13頁には、「契約類型が着目されるのは、その法的責任の帰着にとどまらず、請負型をとると、ユーザ側の心理として『丸投げ』『ベンダにすべてお任せ』という意識が強くなる点が議論となった」と記載されている。請負型において、ユーザ側にこのような心理が醸成されやすいことは指摘のとおりだが、契約類型によって当事者意識が希薄化するという問題は、ユーザ側だけの問題ではなく、ベンダ側の問題でもある。実際にモデル契約書策定の際の審議においては、準委任型をとるとベンダの責任感が希薄化し、品質問題が生じるのではないかということも議論になった。準委任は人材派遣と同じような契約で、定められた人工数を提供すれば、作業の結果については責任を負わなくてよい、という誤解が生じていることは前述のとおりであるが、この誤解に陥ると、ベンダはユーザの作業を支援する立場にあるにすぎないから、ユーザに言われるままに作業を行えば足りる、という受け身の意識が醸成されがちである。こうした意識は、プロジェクト進行中に問題が生じたときに指摘すべき点を指摘し、是正すべき点を是正し、プロジェクトを成功に導くという主体的行動を差し控えさせることにつながる。

しかし、モデル契約書策定の審議の場においては、請負類型に対してベンダ側の委員から強い抵抗が示されたため、条文は準委任としつつ、ベンダがITの専門家としての善管注意義務を負うことを明示するとともに、解説の部分に「事務処理に関して善管注意義務違反があった場合には、債務不履行責任（例えば不完全な履行を完全なものにすることや損害賠償責任など）を

負うこととなる」（モデル契約書45～46頁）という説明を盛り込み、準委任でもベンダの責任感が希薄化しないよう注意を喚起することで平仄を取ることとされたのである。

いずれの契約類型においても、一方当事者が全ての責任を負うというのではなく、互いに自らが専門性を有する領域についての責任を分担し、専門性を補いながらプロジェクトを進めていかないと、システム開発は暗礁に乗り上げる。AI技術を用いたソフトウェア開発においても同様のことがいえる。

## 7. ソフトウェア開発において法務部門に期待される役割

### 7. 1 紛争予防機能を備えた契約の重要性

法務担当者からは、裁判所により契約文言と異なる判断がされ得るとすれば、何のために契約を締結するのか、との声が聞かれることもあるが、実態に反する契約を締結したところで、契約関係とは異なる法的関係が認定され得ることは、例えばシステム開発業界においても大きな社会問題となった偽装請負を想起すると分かり易い。あくまで当事者が契約書において特定の法律効果を企図したとしても、実態が伴っていないければ、異なる法的評価がされる可能性は否定できない。

請負と準委任の近接化も踏まえれば、請負であれば成果物について責任を負い、準委任であれば成果物について責任を負わないという形式的なレビューをただけの契約書では、紛争予防における実効性を欠くことは明らかである。

また、いくら契約書に成果・目標達成に受任者は責任を負わない旨の免責条項を設けていたとしても、例えば成果の完成を約するような営業活動等を繰り返していたのであれば、そうした契約書以外の諸事情をふまえ、合意内容が認定される可能性もある。

実質的な紛争予防機能、紛争解決機能を備えた契約とするためには、契約類型に拘泥することなく、実態に即した役割分担、責任分担を定める視点が肝要である。

## 7. 2 提案書や見積書の活用

一定規模以上の開発では、ベンダへの開発の委託に先立ち、ユーザがRFPを複数のベンダに送付し、各ベンダから提案書や見積書の提出を受け、開発を委託するベンダを決定することが多い。「ソフトウェア開発では、その仕様に関する合意内容は専門性や技術性を帯び、しかも高度に複雑で大量の仕様情報を含むため、これを書面に反映させるとなると、それに相応しい専門的技法で作成された書面であることが求められるが、契約書がその実質を備えた書面であるとはいい難い。」とされているように<sup>9)</sup>、ソフトウェア開発において、契約書に開発対象となるソフトウェアの詳細を言語化して書き込むことは困難であるところ、当事者が開発対象物についての合意内容を明確にするためには、ベンダの提出する提案書など、契約書以外の文書も重要となる。

そこで、こうしたプロジェクトの前提となる重要な文書については、契約書に添付するなどして、契約書との紐付けを行い、当事者が当該提案書に記載されたソフトウェアの完成を目的として、当該基本契約及びこれに引き続く各個別契約を締結することを明らかにしておくことが有用である。

## 7. 3 実態に即した役割分担の重要性

これまで見てきたように、システム開発においてもAI技術を利用したソフトウェア開発においても、一方当事者の作業のみで成果物が完成するものではなく、相互の協力が必要である。そこで、各工程における具体的な作業について、各自の責任分担を定めておくことが重要であ

る。実務上は、各当事者の役割分担表が作成されることが多い。例えば、基本契約書においては、当事者の具体的な役割分担は個別契約において定める旨規定しておき、各工程を対象とする個別契約書の別紙に役割分担表を添付し、契約と一体のものとする事により、自ずと個々の事案に即した当事者の役割分担が明らかになり、成果物についての責任も明確化されるはずである。

モデル契約書129～130頁に役割分担表のサンプルが示されているので参照されたい。

## 7. 4 メリハリをつけたレビュー

ソフトウェア開発においては実態に即した役割分担を定めることが重要であるものの、企業が年間に締結するソフトウェア開発契約書は膨大な数になることがあり、その全てにつき法務部門が当事者間の役割分担や対象となるソフトウェアの詳細といったプロジェクト毎の個別具体的な事情を踏まえたレビューを行う負担は大きい。

そこで、レビュー対象となる契約の規模によってレビューの粒度を変えるなど、法務部門の体力を踏まえた対応を検討することが考えられる。

例えば、最重要に位置付けられるようなプロジェクトでは、開発担当部署との綿密な情報共有と連携のもと、法務部門においても、しっかりとプロジェクトの目的と概要を把握し、実態に即した役割分担を契約書に定めておくことが重要である。また、定期的にプロジェクトが当初の予定していたスケジュールや役割分担に沿って進められているか確認するなど、契約締結段階だけでなく、プロジェクト遂行の過程でも積極的に関与することが望ましい。

他方で、開発費用が小さかったり、パッケージの容易なカスタマイズに留まり開発の難易度が低いような場合には、実態に踏み込んだ詳細なレビューはしない、というように割り切った

対応をすることも考えられよう。

## 7. 5 多段階契約におけるレビューの留意点

もともと、多段階契約方式が採られる場合には、契約規模以外の視点も必要である。一定規模以上のソフトウェア開発は、基本契約に基づき、各工程別に個別契約を締結するという多段階契約方式により進められることが多い。これは、前掲したモデル契約書やAIガイドラインにおいても採用されている契約方式である。

多段階契約方式には、長期にわたるソフトウェア開発プロジェクトにおいて、実際のプロジェクトの進捗に合わせて実態に即した契約を締結できるというメリットがある。

他方で、多段階契約方式では、契約書が形骸化しやすい傾向がある。例えば、取引を開始する際に定型的な基本契約書を締結したのみで、プロジェクト毎に基本契約書を締結し直しておらず、いざ紛争になってみたら、何年も前に締結した一般的な事項のみを定めた基本契約書と、発注書程度の個別契約書しか存在せず、当該プロジェクトの実態に即した実質的な紛争解決機能を有した契約書が存在しないということも多い。

また、多段階契約方式ではプロジェクトの目的や実態が見失われやすいという側面もある。多段階契約方式により各契約が締結されたソフトウェア開発プロジェクトがベンダの責めに帰すべき事由により頓挫した場合、ベンダは、ベンダの債務は分断された個々の工程の作業（例えば要件定義書の作成）に限られ、ソフトウェア全体の完成や品質については何ら責任を負うものではなく、個々の個別契約は履行済みであり、債務不履行はないという主張をすることが多い。しかし、ソフトウェア開発プロジェクトの大半は開発対象のソフトウェアの完成を目的としており、要件定義書などの中間段階のドキュメントが作成されたとしても、ソフトウェアが

完成しなければ何の価値もない。このことは、ユーザはもちろんベンダも理解しているものの、形骸化した基本契約しか存在せず、細分化した個別契約の締結を繰り返している場合、こうした実態が見失われがちである。

このように多段階契約方式が採られている場合において、形式的に個別契約の契約金額だけに着目していると、対価の規定を含まない基本契約がレビューの対象から擦り抜け、小さな規模に分断された個別契約も詳細なレビューの対象から抜け落ち、本来法務部門の積極的な関与が期待されるプロジェクトが見過ごされてしまうことがあるので、注意が必要である。

重要なソフトウェアを多段階契約方式により開発する場合、プロジェクト毎に基本契約書を締結し直し、プロジェクトの全体の構図を固め、基本契約を締結する時点で、開発担当部署との綿密な情報共有と連携のもと、法務部門においてもしっかりとプロジェクトの目的と概要を把握し、実態に即した役割分担を契約書に定めておくことが重要である。また、プロジェクト遂行の過程で締結される個別契約が、プロジェクト開始時点当初に想定していた期間、費用、スコープから大きく外れそうな場合には、基本契約だけでなく、個別契約締結の場面でも踏み込んだレビューをするなど、契約締結段階だけでなく、プロジェクト遂行の過程でも積極的に関与することが望ましい。

## 8. おわりに

システム開発における準委任や請負の境界は曖昧である上、そこには様々な誤解がある。

読者の皆様においては、これまでシステム開発の現場で醸成されてきた誤解に引きずられることなく、契約類型のみに拘泥して本質を見誤ることなく、事案ごとに両者の実際の役割分担に即した契約を締結し、システム開発とは、相互に専門性を活かして協力しあうことなしには

成功しない協力作業なのだという意識をもって、プロジェクトを成功に導いていただきたい。

## 注 記

- 1) 山本敬三, 民法講義Ⅳ-1 契約 (初版第5刷), 709頁 (2011年) 有斐閣
- 2) 幾代通ほか編, 新版注釈民法(16) 債権(7) (初版第5刷), 206頁 (1996年), 有斐閣 [明石三郎]
- 3) 我妻栄, 債権各論 中巻二 (第35刷), 670頁 (2001年) 岩波書店
- 4) 内田貴, 民法Ⅱ [第3版], 291頁 (2011年) 東京大学出版会
- 5) 中田裕康, 契約法, 526頁 (2017年) 有斐閣
- 6) 筒井健夫ほか編, 一問一答 民法 (債権関係) 改正, 325頁参照 (2018年) 商事法務
- 7) 司法研修所編, 民事訴訟における事実認定 - 契約分野別研究 (製作及び開発に関する契約) -, 104頁脚注19 (2014年) 法曹会
- 8) 「情報システムの開発・運用と法務～判例の蓄積状況と紛争処理実務の変化～」における三村量一元裁判官の発言, NBL No.1050 (2015.5.15)
- 9) 前掲注7) 司法研修所167頁

(原稿受領日 2019年12月27日)

